

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和4年11月4日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和4年11月4日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和4年10月28日

鹿児島県知事 塩田康一

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ鹿屋店

鹿屋市旭原町3591番16 外6筆

### 2 変更事項

#### (1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

ア 変更前 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

イ 変更後 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

#### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前10時

イ 変更後 午前9時

#### (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前9時30分～午後9時30分

イ 変更後 午前8時30分～午後9時30分

### 3 変更年月日

(1) 2の(1) 令和4年8月1日

(2) 2の(2)及び(3) 令和4年10月1日

### 4 届出年月日

令和4年9月20日